

地方独立行政法人筑後市立病院役員退職手当規程

平成23年4月1日

規程第4号

改正 平成24年3月28日議決

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人筑後市立病院（以下「法人」という。）の役員（法人の職員を兼務する理事長以外の役員及び非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 役員が任期が満了し、又は役員が辞職し、若しくは解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に退職手当を支給する。

2 前項の規定による退職手当の支給は、当該役員が法人退職時に行う。

(退職手当の支払)

第3条 前条第1項の規定による退職手当は、同項に規定する者から請求があった日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。ただし、死亡により退任した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間（退職手当の支給の基礎となる期間をいう。以下同じ。）の月数は、役員に就任した月から退職した月までとする。ただし、任期満了の場合は、その者の任期の月数とする。

(退職手当の額)

第5条 退職手当の額は、退職（第2条第1項に掲げる事由に該当することとなったことをいう。以下同じ。）した日におけるその者の基本報酬の月額に、次の各

号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長 在職期間1月につき100分の40
 - (2) 副理事長 在職期間1月につき100分の15
 - (3) 理事 在職期間1月につき100分の10
- 2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人筑後市立病院役員報酬規程（平成23年規程第3号。以下「役員報酬規程」という。）第3条第2項に規定する役員は、その者の基本報酬の月額と業績報酬の月額の合計額に、次に定める割合を乗じて得た金額を退職手当の額とする。
- (1) 理事長 在職期間1月につき100分の20
- 3 前項の規定により算出した退職手当の額に1円未満の端数あるときは、これを切り捨てるものとする。

（退職手当の支給制限）

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、退職手当を支給しない。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項又は第3項の規定により役員を解任された場合（同条第2項第1号に該当し解任された場合を除く。）
 - (2) 刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた場合
- 2 退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について、禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされたときは、退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。
- 3 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職手当の額を返納させることができる。

（遺族の範囲及び順位等）

第7条 第2条第1項に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位等については、地方独立行政法人筑後市立病院職員退職手当規程（平成23年規

程第12号) 第3条の規定を準用する。

(退職手当の支給制限等)

第8条 役員退職手当の支給制限等については、この規程に定めるもののほか、法人の職員の例による。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月28日議決)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の地方独立行政法人筑後市立病院役員退職手当規程第5条第2項の規定は、規程施行日以降から適用し、同日前までの退職手当の額は、平成23年度末で退職した者とみなし、職員給与退職規程(平成23年規程第12号)第6条第1項に定める割合を乗じて得た額とし、役員を退職した時に支給する。